

# 三重県スポーツ施設整備計画（仮称） (案)

平成 25 年 3 月

三 重 県

## 目 次

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 現状と課題	2
(1) 本県のスポーツ施設の現状	2
(2) 本県のスポーツ施設の課題	6
(3) 本県のスポーツ施設を取り巻く環境の変化	8
4 スポーツ施設整備の考え方	10
(1) 県営スポーツ施設について	10
(2) 市町のスポーツ施設について	11
5 施設整備による効果	12
6 県営スポーツ施設の整備・充実	13
(1) 県営総合競技場陸上競技場	13
(2) 県営鈴鹿スポーツガーデン サッカー・ラグビー場 メイニングラウンド	14
(3) 県営松阪野球場	15
(4) その他のスポーツ施設	15
7 学校体育施設の整備・充実	16
(1) 整備の考え方	16
(2) 整備後の活用	16
8 市町が行うスポーツ施設整備についての考え方	17
(1) 補助制度の考え方	17
(2) 施設整備に係る対応	18
9 計画の実施にあたって	18
【 参考資料 】	19

## 1 計画策定の趣旨

本県においては、昭和 50 年の三重国体を契機に県営総合競技場、県営ライフル射撃場、県営松阪野球場を整備し、また、昭和 63 年 5 月には「三重県営スポーツ施設整備方針」を策定のうえ、県営鈴鹿スポーツガーデンの整備に取り組んできました。

また、この間、各市町においても、住民福祉の向上や生涯スポーツの推進の観点などから、数多くのスポーツ施設が整備されました。

一方、年月の経過に伴い、施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきました。

さらに、本県では、平成 25 年の全国中学校体育大会、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会、平成 33 年の国民体育大会の開催が予定されています。

このようなことから、平成 24 年 3 月に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」を踏まえつつ、今後の県営スポーツ施設の整備や市町スポーツ施設等への県の関与のあり方等についてとりまとめた「三重県スポーツ施設整備計画」を策定しました。

## 2 計画の期間

概ね 10 年先を見据えた計画とします。

### 3 現状と課題

#### (1) 本県のスポーツ施設の現状

これまで、本県では、昭和39年に三重県体育館（現県営総合競技場体育館本館）を建設し、昭和50年の三重国体に向け、県営総合競技場陸上競技場、県営ライフル射撃場、県営松阪野球場を整備してきました。

また、その後、昭和63年に策定した「三重県スポーツ施設整備方針」に基づき、県のスポーツの拠点となるべき中核施設として、県営鈴鹿スポーツガーデンにサッカー・ラグビー場、庭球場、水泳場、体育館の4施設を整備してきました。

さらに、スポーツ施設としての機能も含め多面的機能を備えた県営北勢中央公園や県営サンアリーナなどの整備も行ってきました。

これらの施設整備とその活用を通じて、昨今の人口減少、少子高齢化にある中で、県営スポーツ施設の利用者は、毎年、横ばいもしくは増加傾向にあり、スポーツ施設は県民の皆さんとのスポーツ活動や交流の場として幅広く利用されています。

#### 【本県の県営スポーツ施設】

施設名	供用開始	規模
<b>●総合競技場</b>		
体育館	S39.4	フロア面積 37m×46m (2,386席)
体育館別館	S47.4	フロア面積 30m×27m
陸上競技場	S43.12	主競技場 400m、9レーン (24,000人(芝生席込)) 補助競技場 300m、6レーン
<b>●ライフル射撃場</b>		
	S48.5	スマールボアライフル 26射座 エアライフル 26射座 ビームライフル 2射座
<b>●松阪野球場</b>		
	S50.8	両翼 92.8m、中堅 120.0m (14,500人(芝生席込))
<b>●鈴鹿スポーツガーデン</b>		
サッカー・ラグビー場	H4.10	メイングラウンド 164m×88m (12,000人(芝生席込)) 第1,2グラウンド 105m×68m×2面 第3,4グラウンド 105m×68m×2面
屋内水泳場	H9.7	メインプール 50m×10コース (1,999席) 飛込プール 深さ 5.2m サブプール 25m×8コース

庭球場	H9. 7	センターコート 1面 (1,648席) シェルターコート 4面 屋外テニスコート 16面
体育館	H19. 4	フロア面積 50.4m×39.9m (584席)

【その他県営スポーツ施設】

施設名	供用開始	規模
○熊野灘臨海公園	S55	テニスコート 大白地区 6面 城の浜地区 9面 プール 50m、レジャープール
○大仏山公園	S63	野球場 両翼 95.0m、中堅 120.0m テニスコート 6面 ゲートボール場 2面
○北勢中央公園	H5	野球場 両翼 95.0m、中堅 120.0m (2,144席) テニスコート 12面
○サンアリーナ	H6	メインアリーナ フロア面積 83m×48m (11,000席) サブアリーナ フロア面積 48m×34m (3,000席)
○ゆめドームうえの	H9	第1競技場 フロア面積 1,750 m <sup>2</sup> (1,600席) 第2競技場 フロア面積 714 m <sup>2</sup>

●年間利用者数

【本県の県営スポーツ施設】 (人)

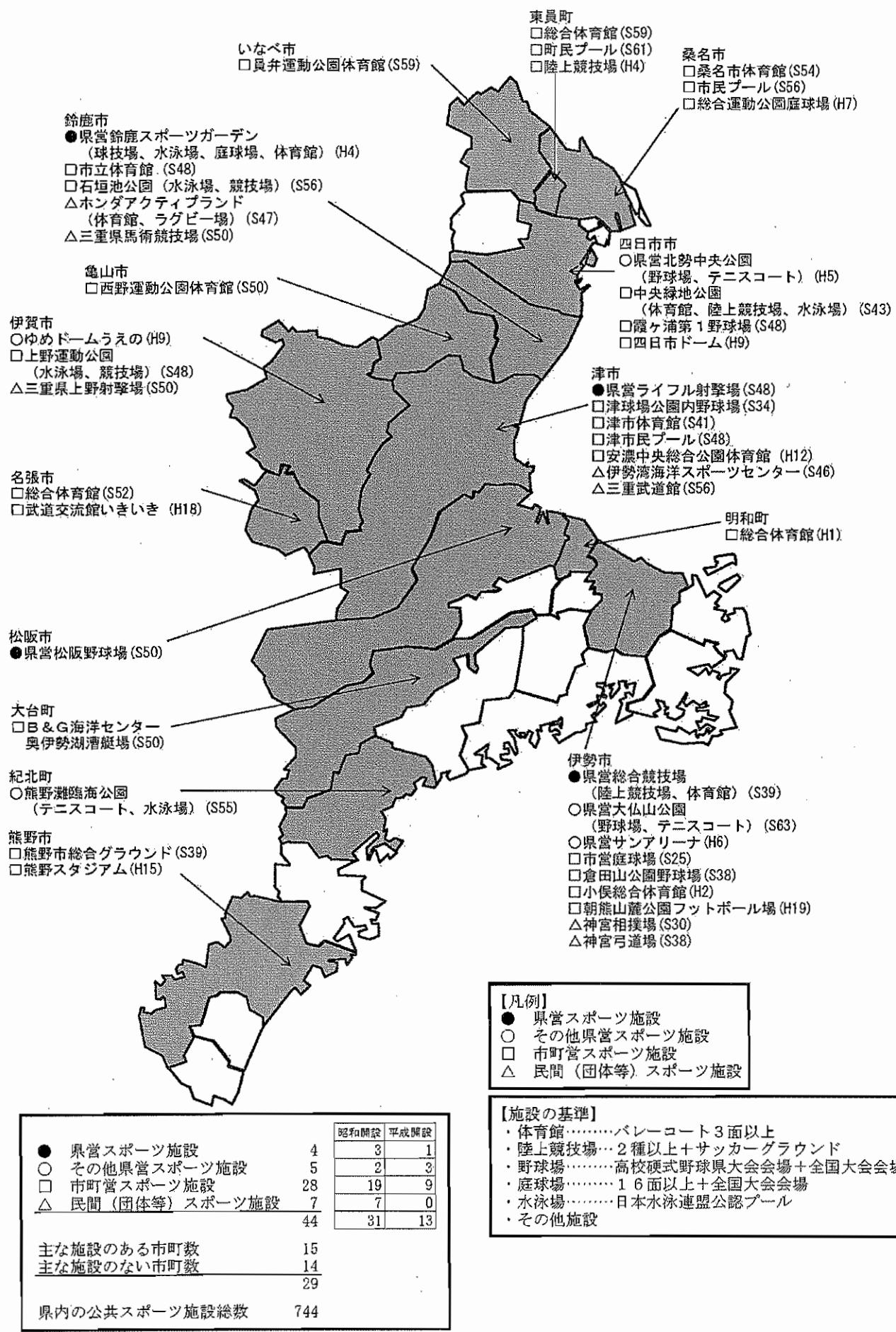
施設名	H20	H21	H22	H23
●総合競技場	250,318	289,774	300,918	319,082
体育館	52,215	44,106	62,296	73,531
体育館別館	21,179	23,249	25,021	23,947
陸上競技場	176,924	222,419	213,601	221,604
●ライフル射撃場	924	942	594	634
●松阪野球場	23,909	28,901	32,955	25,511
●鈴鹿スポーツガーデン	310,760	438,817	480,636	457,086
サッカー・ラグビー場	55,150	102,537	110,412	98,034
屋内水泳場	113,603	167,968	185,298	178,081
庭球場	95,212	106,887	114,879	103,047
体育館	46,795	61,425	70,047	77,924
□合計	586,511	758,434	815,103	802,313

## 【その他県営スポーツ施設】

(人)

施設名	H21	H22	H23
○熊野灘臨海公園	45,039	49,717	40,151
○大仏山公園	22,724	22,548	24,875
○北勢中央公園	48,990	50,493	46,847
○サンアリーナ	361,796	259,473	297,781
○ゆめドームうえの	106,104	111,058	82,722
□合計	584,653	493,289	492,376

## 三重県内の主なスポーツ施設 一覧



## (2) 本県のスポーツ施設の課題

本県のスポーツ施設の状況をみると、次のような課題があります。

- ① 三重国体をピークに整備が進められて以降、新たな整備も少なく、施設の老朽化が進行しています。
- ② 本県の公共スポーツ施設は、文部科学省調査では近隣の他府県と比べて、その数は少なく、相対的に見れば十分とは言えない状況です。
- ③ 大規模大会が開催できるような施設が少なく、地域の活性化に活用することが難しい状況です。
- ④ トップアスリートやプロ選手の一流のプレーは、県民の皆さんに夢や希望、感動を与えるとともに、運動意欲の向上や競技力の向上につながります。しかしながら、本県には、プロ野球やサッカーJリーグの公式戦等が開催できる施設がありません。
- ⑤ 本県は、地理的特性や主要な都市が地域に分散していることから、スポーツ施設の集積度が低い状況となっています。
- ⑥ 南部地域は、広域的拠点施設も少なく、施設数も少ない状況です。

### ●公共スポーツ施設数の本県と他県の比較

#### 【人口規模が同程度の他県との比較】

県名	総務省統計資料		文部科学省調査 公共スポーツ施設数(※2) (H20.10.1)
	総人口 (H22.10.1)	スポーツの年間行動者率 (10歳以上)(※1)	
		(H18)	
群馬	2,008千人	65.5	1,399
栃木	2,008千人	65.4	1,048
岡山	1,945千人	63.2	941
三重	1,855千人	61.0	744
熊本	1,817千人	65.4	977
鹿児島	1,706千人	66.5	1,248

【東海地区の他県との比較】

県名	総務省統計資料		文部科学省調査 公共スポーツ施設数(※2)
	総人口	スポーツの年間行動者率 (10歳以上)(※1)	
	(H22.10.1)	(H18)	
岐阜	2,081千人	63.2	1,359
静岡	3,765千人	64.4	1,402
愛知	7,411千人	67.2	1,997
三重	1,855千人	61.0	744

※1 スポーツの年間行動者率：総務省統計局「社会生活統計指標」

【算出方法】 スポーツ行動者数(10歳以上) ÷ 10歳以上人口 × 100

【備考】 スポーツ行動者は、余暇活動としてのスポーツを過去1年間に1度でも行った者であり、学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものは含まれない。

※2 複合施設については、各施設を1とカウントする。

公共スポーツ施設：社会体育施設、社会教育施設（公民館等）等に付帯するスポーツ施設

### (3) 本県のスポーツ施設を取り巻く環境の変化

近年、生活様式の変化や人口減少、少子高齢化の進展により、日常生活における運動機会の減少や体力の低下、人間関係の希薄化による精神的ストレスの増大など、心身両面にわたる健康上の問題が大きくなっています。生きがいや心の豊かさ、健康増進等へのニーズは一層高まっています。

スポーツは、体力の向上、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するとともに、仲間や地域との交流を通じて、未来を担う子どもたちの健全育成や地域社会の再生、社会・経済の活性化等多面にわたる役割を担っています。

#### ① 地域の活性化に果たすスポーツ施設の役割

これまで「運動する場」であったスポーツ施設が、地域づくりの中心的役割を担う基盤の一つとなっています。例えば、県内の市町の中には、スポーツ施設を活用し、イベントや合宿等を行い地域の活性化につなげている例があります。

このような施設を活用したスポーツによる地域の活性化がさらに広がり進むことが期待されており、その受け皿としての機能を果たす施設の重要性が高まっています。

#### ② 健康増進に果たすスポーツ施設の役割

高齢社会の進展に伴い、県民の健康づくりへの意識が一層高まっています。本県においても、健康づくり活動への支援や生活習慣病対策等の取組を行っているところであり、今後も一層、気軽に安心して活動できるスポーツ施設が身近にあることが求められています。

#### ③ 大規模大会開催に果たすスポーツ施設の役割

本県では、平成30年の全国高等学校総合体育大会、平成33年の国民体育大会の開催が予定されています。

これらの大規模大会を開催するにあたっては、施設基準をはじめとする様々な規定や観客収容、アクセス等利便性に応えていくことで、参加者が快適に競技に臨める環境を整備することが求められています。

#### ④ 競技力の向上に果たすスポーツ施設の役割

本県の競技力の向上を図っていくためには、学校運動部活動の一層の活性化とともに、今後は、総合型地域スポーツクラブも活用して地域スポーツの推進を図っていくことも重要です。

そのためには、学校体育施設の充実や県内の拠点となる施設の拡充が求められています。

## ⑤ 災害時におけるスポーツ施設の果たすべき役割

先の東日本大震災の際にも、スポーツ施設は、被災住民の命と当面の生活を守るための場所として、大きな役割を果たしてきました。

本県においても、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震等の発生が懸念されており、スポーツ施設が、避難場所や災害関連用品の備蓄倉庫等の防災機能を合わせ持った大規模な防災拠点として、その役割の発揮が期待されています。

### ●兵庫県三木総合防災公園の例

兵庫県立三木総合防災公園は、三木市志染町の全体計画面積 202.5ha の県立の広域公園で、災害時には消防学校等の隣接する広域防災センターと一緒に全県の広域防災拠点として機能するとともに、通常は県民のスポーツ・レクリエーションの拠点となります。

平成 17 年 8 月に野球場、同年 11 月に陸上競技場・球技場が開園し、平成 18 年 10 月には、「のじぎく兵庫国体（少年男子サッカー競技）」、「のじぎく兵庫大会（知的障害者サッカー競技）」が開催されました。

また、防災拠点として、次の役割を担っています。

- (1) 資機材・機器・食料・医薬品等救援物資の仕分け・集配拠点
- (2) 復旧・救援要員の活動拠点
- (3) 救援資機材・食料等の備蓄拠点

[出典：兵庫県三木総合防災公園ホームページ]

## 4 スポーツ施設整備の考え方

本県のスポーツ推進を図り、スポーツによる地域の活性化や生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現のために、その基盤となるスポーツ施設の整備が必要です。

県では、スポーツ推進を図るために人材育成や一定の施設整備等に取り組んできたところですが、「県民の声相談」などからは、施設の規模等で県民の期待に応えられていない状況があります。

スポーツ施設を整備・充実することによって、県民の皆さんのが、「する」「みる」「支える」といったスポーツへの様々な関わりを通して、人と人、地域と地域の絆づくりが進みます。

さらに、プロスポーツ仕様の施設整備をすることによって、トップアスリートやプロ選手を直に見ることができ、それにより、県民の皆さんに夢や希望、感動を与えるとともに、運動意欲の向上や競技力の向上につながります。

このような考え方に基づいて、本県のスポーツ施設整備を推進するにあたっては、平成30年の全国高等学校総合体育大会及び平成33年の国民体育大会の開催や本県の財政状況の見込み、市町との連携等を視野に入れて、県民の皆さんに継続してスポーツに親しんでいただく施設をめざし、当面は以下の様な考え方で整備を進めます。

### (1) 県営スポーツ施設について

#### ① 県営スポーツ施設の整備の考え方

県営スポーツ施設は、本県スポーツの拠点的な機能を持つものとして、これまで幅広い県民の利用や全県的な大会の開催に供してきましたが、今後は、このような機能を確保しつつ、一部の施設については、プロスポーツの公式試合にも応えうる機能を有するものも整備し、拡充を図っていきます。

- 県営スポーツ施設は、老朽化や競技規則の変更に対応し、県内のスポーツ施設の中心的な役割を担います。
- 競技者やスポーツ愛好者が、目標や意欲を持って活動できる環境が整った施設を整備します。
- 障がい者や高齢者など、すべての利用者が使いやすい施設を整備します。
- プロ野球やサッカーリーグの公式戦が開催できる施設の整備を進めます。
- 施設の付帯設備については、競技規則等を参考にしながら整備を進めます。
- 防災拠点としての機能、太陽光発電など環境にやさしい機能を付加した施設を整備します。

## ② 学校体育施設の整備の考え方

拠点学校を指定し、施設整備を行うことによって、地域のスポーツ施設を補完しながら、運動部活動の充実やジュニア競技力の強化を図るとともに、学校開放事業により地域スポーツの拠点とします。

学校体育施設を活用し、開放することによって運動部活動の充実はもとより、ジュニア競技力の強化、地域スポーツの推進など多方面の活用が図られるようにしていきます。

## (2) 市町のスポーツ施設について

スポーツ施設においては、そこに多くの人が集い、出会いが生まれ、絆が育ち、地域が活性化していきます。

一方、本県の公共スポーツ施設は、近隣の他府県と比べて、その規模や数は十分とは言えず、住民のニーズに応えられない状況にあります。

このため、住民に身近なスポーツ施設の整備については、市町が主体的に整備していく必要があります。

県は、市町が行う施設整備について、国等の支援制度などを幅広く情報提供するなど連携してまいります。

また、県内外の参加者が集う大規模大会が開催可能な広域的拠点施設について、市町が整備を行う場合には、県として、当該市町の施設に対し、一定の財政支援を行います。

- 市町による主体的なスポーツ施設の整備に向けて、連携を進めています。
- 県内の主要なスポーツ施設の整備にあたっては、県と市町が調整しながら整備を進めます。

## 5 施設整備による効果

「三重県スポーツ施設整備方針」で示した整備の方向性を踏まえ、スポーツ施設の整備を行うことにより、次のような効果が期待されます。

### ① スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ施設が整備され充実することにより、スポーツを「する」「みる」「支える」人口が拡大し、人と人、地域と地域との絆づくりが広がり、スポーツを通じた地域の活性化が進みます。

### ② スポーツを通じた健康増進

県民の健康づくりへの意識が高まる中、身近で気軽に安心して活動できるスポーツ施設が整備されることによって、運動する機会が増加します。これにより、県民一人ひとりの健康増進が図られ、スポーツにより生きがいのある生活を営むことができます。

### ③ 大規模大会の開催施設としての活用

大規模大会開催可能な機能を有する施設整備によって、本県アスリートや来県していただく競技関係者に快適な競技環境を提供できるとともに、スポーツによる交流人口の増加につながります。

### ④ 競技力の向上

スポーツ施設が充実することにより、人材（選手、指導者）の育成が図られ、本県の競技力の向上が期待されます。また、ジュニア競技者が様々な競技種目を体験する機会が増え、将来トップアスリートとして活躍できる人材の確保・育成を図ることができます。

### ⑤ 防災対策への対応

防災機能を合わせ持ったスポーツ施設を整備することにより、防災拠点として、発生が懸念される大災害に向けて、災害時には地域住民の命と生活を守る施設として活用することができます。

## 6 県営スポーツ施設の整備・充実

### (1) 県営総合競技場陸上競技場

#### ① 現状と課題

供用開始から約40年が経ち、施設の老朽化が著しく、また、競技規則の変更により、第1種公認陸上競技場としての施設基準を満たしていません。

県内唯一の第1種公認陸上競技場として、全国規模の陸上競技大会の開催を可能とするため、現在と同様、公益財団法人日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場として整備する必要があります。

なお、第1種公認に際し、次の項目で不適合となっています。(陸上競技ルールブック〔(公財)日本陸上競技連盟〕による)

○グランドレベル：「メインスタンド側の床のレベルはグランドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。」

⇒現状70cm以上の段差あり。

○夜間照明設備：夜間照明設備が設置されていない。

○スタンド：メインスタンドへの屋根の設置が必要である。

○補助競技場：1周の距離が400m必要だが、現況は1周300mしかない。

○投げき練習場：競技場の至近に設置が義務付けられているが、設置されていない。

また、その他の主な課題は次のとおりです。

○駐車場：十分なスペースの確保が必要である。

○設備：エレベーターの設置や車いす対応等ユニバーサルデザインへの対応が遅れている。

#### ② 整備の考え方

既存施設の改修と別の場所への新設を比較検討した場合、広大な敷地の確保や環境アセスなどの諸手続に時間を要するなど、平成30年に開催する全国高校総合体育大会までの竣工を想定すると時間的に制約が大きいため、既存施設を大規模改修することとし、これにより上記課題の解決を図ります。

県内唯一の第1種公認陸上競技場として、平成29年度の完成をめざします。

なお、他市町からの申し出により、広大な敷地の確保ができた場合には、既存施設の大規模改修と当該敷地に新設する施設との間で、次の視点により比較を行っていくこととします。

(比較の視点)

- ・工期と完成年度について
- ・整備に係る財政負担について
- ・施設の機能面や維持管理費等について

- ・駐車場の整備について
- ・交通アクセスについて 等

## (2) 県営鈴鹿スポーツガーデン サッカー・ラグビー場 メイングラウンド

### ① 現状と課題

建設当初はプロサッカー（J1リーグ）の試合が開催可能でしたが、その後のスタジアム検査要項の改正により、現在では開催不可能となっています。

公益財団法人日本サッカー協会によるスタジアム検査要項（2012年度用）（以下「2012検査要項」という。）では、次の主な項目で不適合となっています。

また、本計画の中間案公表後に「スタジアム検査要項（2020年度用）（案）」（以下、「2020検査要項（案）」という。）が公表されましたが、その内容はさらに厳しい基準となっています。

#### 【スタジアム検査要項のうち主な項目】

項目	2020検査要項（案）	2012検査要項	鈴鹿SG現状
入場可能数	J1は35,000人以上、 J2は20,000人以上 (増設可能な設計とする)	J1は15,000人以上、 J2は10,000人以上 (芝生席は除く)	3,300人 (芝生席除く)
観客席	全席個席 芝生席使用禁止	椅子席で10,000席以上	3,300席
屋根	すべての観客席を覆うこと	できるだけ多くの観客席を覆うこと	椅子席の6分の1程度
照明	照度2,000ルクス以上	照度1,500ルクス以上	照度不足(照度1,500ルクス以下)

※スタジアム検査要項【(公財)日本サッカー協会】

また、他の主な課題は次のとおりです。

○駐車場：十分なスペースの確保が必要である。

### ② 整備の考え方

県営鈴鹿スポーツガーデンで、プロサッカー（J1リーグ）の試合が開催可能で、将来、Jリーグのホームスタジアムとして活用するためには、2020検査要項（J1クラス）（案）を満たす競技場として整備する必要があります。

そのためには、本計画の中間案で想定していた以上に多大な財政負担を伴うこと、さらには、Jリーグの検査要項が検討中であることから、今後のJリーグの動向や県内クラブチームの状況などを注視することとし、引き続き、県の拠点施設として、現在の仕様で維持管理していくこととします。

### (3) 県営松阪野球場

#### ① 現状と課題

県営松阪野球場は、日本野球規則委員会の定める公認野球規則の基準に適合していない項目もあり、また、グラウンドが1面であり、ナイター設備を備えていないため、利用時間が限定されています。

このようなことから、当球場において、プロ野球を開催することはできない状況です。

【公認野球規則のうち主な項目】

項目	規格	松阪野球場現状
両翼 (本塁と一塁・三塁とを結ぶファウルラインの延長線上を指す。)	320 フィート (97.534 メートル) 以上あることが優先して望まれる。	92.8 メートル
中堅 (本塁と二塁を結ぶ直線の延長を指す。)	400 フィート (121.918 メートル) 以上あることが優先して望まれる。	120 メートル

※公認野球規則【日本野球規則委員会】

#### ② 整備の考え方

当球場の拡幅は、現在の立地状況からは難しく、また、駐車場確保等の問題もあることから、今後、プロ野球公式戦が開催可能な球場として整備することは難しい状況です。よって、当面は、現状を維持し活用することとします。

### (4) その他のスポーツ施設

#### ① プロ野球公式戦が開催可能な施設の整備

前述の「県営スポーツ施設の整備の考え方」においても、プロ野球の公式戦が開催できる施設の整備を進めることとしており、計画期間内の整備が図れるよう、取組を進めてまいります。

なお、整備手法については、県の単独整備だけでなく、市町の主体的な整備との連携も踏まえながら、幅広く検討してまいります。

#### ② その他の県営スポーツ施設

その他の県営スポーツ施設についても、老朽化対策、安全対策、競技規則への対応など、必要な改修、維持補修等を行います。

また、市町等が行う施設整備の動向も踏まえ、既存の県営スポーツ施設のあり方についても、必要に応じて見直してまいります。

## 7 学校体育施設の整備・充実

県民の誰もが、各地域で生涯スポーツの充実を図り、スポーツに親しみ取り組めるような環境づくりが必要です。

本県の公共スポーツ施設が、近隣の他府県と比べてその数が少ない状況においては、公共スポーツ施設を計画的に整備していくとともに、地域の皆さんに身近な、学校の体育施設を効果的・効率的に活用することにより、スポーツに取り組める環境づくりを促進することも必要です。

学校体育施設は、体育・保健体育の授業はもとより、運動部活動の場として活用されており、さらに、施設開放を通して、地域の皆さんの健康の保持増進、体力の向上に向けた身近なスポーツ施設としても重要な役割を果たしています。

この学校体育施設をさらに整備・充実することによって、一層の競技力の向上と地域スポーツの推進に努めています。

今後、県や市町、私立学校施設など、他主体のスポーツ施設の配置状況を勘案しながら、学校体育施設によって整備することが望ましい箇所について、その対応のあり方を、県の関係部局や市町、学校法人など関係団体と連携しながら検討してまいります。

### (1) 整備の考え方

#### ① 高校強化指定校の整備・充実

競技力の向上をめざした高校生アスリートの育成を目的に、高等学校の中に強化指定校を設け、運動部活動の充実を図る高等学校においては、学校体育施設の計画的な整備・充実が図られるよう、関係部局と連携してまいります。

#### ② 地域拠点の整備・充実

地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、競技種目の普及強化の観点等も考慮しつつ、学校体育施設の計画的な整備・充実が図られるよう、関係部局と連携してまいります。

### (2) 整備後の活用

整備された学校体育施設については、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設開放事業などを通じて、地域スポーツの拠点として良好なスポーツ環境の維持を図ります。

## 8 市町が行うスポーツ施設整備についての考え方

これまで、スポーツ施設の整備にあたっては、主に全県的・広域的なスポーツ施設を県が、また、地域でのスポーツ施設を市町が整備してきました。

しかしながら、本県の公共スポーツ施設は、人口同規模の他府県と比べてその規模や数は十分とはいえない状況であり、新たにスポーツの拠点づくりを進めることにより、施設水準の向上や施設総数を引き上げる必要があります。

また、市町が広域的拠点施設を整備する場合は、市町民のみならず広く県民の利用に供することが期待できることから、県として一定の関与を行います。

なお、県南部地域においては、市町のスポーツ施設だけでなく、新たなスポーツ拠点となる学校体育施設も少ないため、スポーツによる地域の活性化を図る観点からも、広域的拠点施設の定義を弾力的に捉えるなど、一定の配慮を行うこととします。

### (1) 補助制度の考え方

#### ① 施設の捉え方

施設の捉え方として、施設を次の3つに区分します。

- ア) 広域的拠点施設：「県民に夢と感動を与えるようなプロスポーツ、全国的なスポーツ大会（国体、インターハイ）や交流の場等としての機能を重視した県を代表する施設」とし、受益者は県民及び県外者。
- イ) 地域の拠点施設：「市町民の生涯スポーツ活動の場としての機能に加え、市町の行政区域を越えたスポーツ大会等の場、地域の活性化に寄与する機能を重視した施設」とし、受益者は、市町民及び県民。
- ウ) 生涯スポーツ施設：「市町民の生涯スポーツ活動や日常的なスポーツ活動の場として機能を有する施設」とし、受益者は市町民。

#### ② 施設整備の手法

施設整備に係る手法については、次の4つに区分します。

- ア) 新設：既存施設が無く、施設を新たに整備すること。
- イ) 改築：既存施設はあるが、老朽化等により施設を建て直すなど抜本的に整備すること。但し、規模の拡充等で従前の施設機能をより向上させる整備であること。
- ウ) 改修：既存施設について、施設基準等に合うよう施設本体を整備すること。
- エ) 修繕：既存施設について、老朽化等により元の状態へ整備すること。

## (2) 施設整備に係る対応

本県の市町に対する補助については、市町が広域的拠点施設として、施設を新築又は改築する場合に、補助の対象とし一定の支援を行います。

## 9 計画の実施にあたって

計画の実施にあたっては、本県の財政状況を踏まえ、財政の健全化の観点から財政支出の平準化を図る必要があり、このことから、段階的に整備を行ってまいります。

また、本計画で位置づける施設整備については、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会等との整合を図ってまいります。

さらに、社会情勢の変化等を踏まえ、特段の事由が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 【参考資料】

### ○県営総合競技場陸上競技場の現状と公認基準

項目	公認基準	陸上競技場現状	適合
1周の距離	400m	400m	○
競走路	8レーン又は9レーン	9レーン	○
距離の公差	1/10,000	1/10,000	○
3000m障害物競走路	レーンの外側に設置	レーンの外側に設置	○
跳躍場	走幅跳、三段跳の助走路並びに砂場は、6カ所以上設置、棒高跳の助走路並びにボックスは6カ所以上設置	走幅跳・三段跳6ヶ所 棒高跳6ヶ所	○
投てき場	砲丸投は、サークルを2カ所以上設置ハンマー投、円盤投のサークルは2カ所設置(兼用可)	砲丸投2ヶ所 ハンマー投・円盤投2ヶ所	○
グランドレベル	メインスタンド側の床のレベルはグランドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。	70cm以上の段差あり	×
高齢者・身障者席	車いす席を設置	あり	○
用器具庫	2ヶ所以上とし、合計面積は500m <sup>2</sup> 以上	7箇所 500m <sup>2</sup> 以上	○
エレベーター	基準なし(バリアフリーの視点)	なし	—
夜間照明設備	1m 220の高さで平均照度1,000ルクス程度 フィニッシュラインは、1,500ルクス以上	照明なし	×
電光掲示盤	設置が望ましい	あり	○
観客収容数	15,000人以上(芝生を含む)とし、メインスタンドは、7,000人程度で屋根付き	24,000人 メインスタンドは、6,000人で屋根なし	×
雨天走路	メインスタンド又はバックスタンド側に必要	バックスタンド側にあり	○
補助競技場	第3種公認陸上競技場1周の距離が400mの全天候舗装で6レーン以上直走路は原則8レーン	公認有1周300mの全天候舗装で6レーン直走路 8レーン	×
投てき練習場	主競技場の至近に設置	なし	×

※陸上競技ルールブック【(公財)日本陸上競技連盟】

○陸上競技場に必要とされる整備の概要

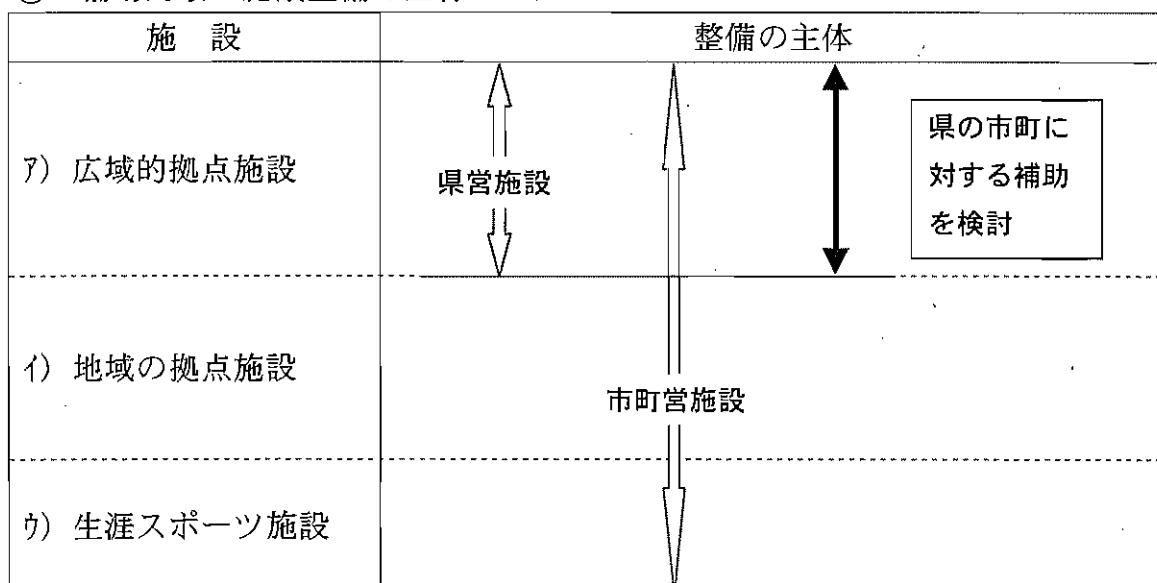
項目	必要な整備の概要	判断要素
I スタンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>●収容人員 15,000人以上</li> <li>●座席数 15,000席以上 (固定席)</li> <li>●屋根の設置 メインスタンド屋根設置</li> <li>●グランドレベルの差異の解消 (現状 70 cm以上あり)</li> </ul>	<p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観客収容数は1万5千人以上とし、メインスタンドは、7千人程度で屋根付き</li> </ul> <p>・メインスタンド側の床のレベルはグランドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。</p>
II 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エレベーターの設置</li> <li>●照明設備の新設 1,500ルクス以上 (4基設置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンドでの縦移動の円滑化、高齢者、障がい者などの移動補助として2基程度以上のエレベーターの設置が望ましい。また、エレベーターについては貴賓席との関連も考慮する必要がある。</li> </ul> <p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間照明を必要とし、フィニッシュラインは1,500ルクス以上確保</li> </ul>
III 補助競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トラックの移転・新設 400m×6レーン (直走路8レーン)</li> <li>全天候舗装</li> <li>●インフィールド 天然芝</li> </ul>	<p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする。</li> <li>・1周の距離が400mの全天候舗装で6レーン又はそれ以上とし、直走路は8レーンとする。</li> </ul>
IV 投てき 練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規整備 主競技場の至近に整備</li> </ul>	<p>【1種公認条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投てき練習場は主競技場の至近に設置する。</li> </ul>

□ 補助制度の考え方

① 施設の捉え方

施設	施設の概要	受益者
ア) 広域的拠点施設	県民に夢と感動を与えるようなプロスポーツ、全国的なスポーツ大会（国体、インターハイ）や交流の場等としての機能を重視した県を代表する施設	県民 県外者
イ) 地域の拠点施設	市町民の生涯スポーツ活動の場としての機能に加え、市町の行政区域を越えたスポーツ大会等の場、地域の活性化に寄与する機能を重視した施設	市町民 県民
ウ) 生涯スポーツ施設	市町民の生涯スポーツ活動や日常的なスポーツ活動の場として機能を有する施設	市町民

② 補助対象：施設整備の主体



③ 補助対象：施設整備の手法

手 法	定 義	補助の範囲
ア) 新 設	既存施設が無く、施設を新たに整備すること	
イ) 改 築	既存施設はあるが、老朽化等により施設を建て直すなど抜本的に整備すること 但し、規模の拡充等で従前の施設機能をより向上させる整備であること	↑ ↓ 県の市町に対する補助を検討
ウ) 改 修	既存施設について、施設基準等に合うよう施設本体を整備すること	
エ) 修 繕	既存施設について、老朽化等により元の状態へ整備すること	